

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公表番号】特表2005-526330(P2005-526330A)

【公表日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-034

【出願番号】特願2004-506287(P2004-506287)

【国際特許分類】

G 06 F 21/24 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 3 0 E

G 06 F 12/14 5 5 0 A

G 06 F 12/14 5 6 0 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年12月2日(2009.12.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスのセットを有するドメインにおいてコンテンツ項目へのアクセスを制御する方法であって、前記デバイスが、前記ドメインのメンバーであり、かつ前記コンテンツに対するアクセスを管理するデジタル著作権管理システムを実現しており、前記方法は、前記ドメインのすべてのデバイスに格納される固有のドメイン識別子を用いてドメインが識別されるステップと、前記ドメインにおいて前記コンテンツ項目に関連付けられるデジタル著作権から1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が取得されるステップとを有し、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が、前記デジタル著作権管理システムを介して前記ドメインに結びつけられ、かつ前記ドメイン内の前記デバイスが前記コンテンツ項目にアクセスすることを可能にするものである方法。

【請求項2】

前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権が、互換性のあるソースから生じる場合のみ、前記ドメインにインポートされる請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権が、無効にされる、または前記ドメインから除去される場合、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権は無効にされる請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記コンテンツ項目が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権と共に、取外し可能な記憶媒体に格納され、かつ前記取外し可能な記憶媒体が、1世代コピーの作成が許可されていることを示す場合のみ、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権は、取得される請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記コンテンツ項目が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権と共に、取外し可能な記憶媒体に格納され、かつ前記取外し可能な記憶媒体が、前記コンテンツ項目のシングルコピーの作成が許可されていることを示す場合のみ、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権は、取得される請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

前記コンテンツ項目が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権と共に、取外し可能な記憶媒体に格納され、かつ前記取外し可能な記憶媒体が、前記コンテンツ項目のコピーの作成が許可されていないことを示す場合でさえ、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権は、取得される請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記コンテンツ項目が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権と共に、取外し可能な記憶媒体に格納され、かつ前記取外し可能な記憶媒体が、前記コンテンツ項目のコピーの作成がこれ以上は許可されていないことを示す場合でさえ、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権は、取得される請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権が、予め定められた回数を行使可能とするデジタル著作権であり、かつ前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権から取得されるドメイン特有のデジタル著作権の数が、前記予め定められた数に一致する請求項1に記載の方法。

【請求項 9】

前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権から取得される前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が、予め定められた回数を行使可能とする権利である請求項1または8に記載の方法。

【請求項 10】

前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が行使可能とされる前記予め定められた回数は、1回である請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が行使可能とされる前記予め定められた回数が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権によって決定される請求項9に記載の方法。

【請求項 12】

前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が行使可能とされる前記予め定められた回数が、前記ドメインの特性である請求項9に記載の方法。

【請求項 13】

前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が行使可能とされる前記予め定められた回数が、それによって前記コンテンツ項目が前記ドメインにインポートされる前記デバイスの特性である請求項9に記載の方法。

【請求項 14】

前記コンテンツ項目が、自由にコピー可能とされ、かつ前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権の単一の見本(specimen)が、前記ドメインの中に存在可能とされる請求項1に記載の方法。

【請求項 15】

前記ドメインのすべてのデバイスが、1つ又は複数のドメイン識別子を有し、かつ少なくとも1つの同じドメイン識別子を有する他のデバイスと通信のみする請求項1に記載の方法。

【請求項 16】

前記ドメインのデバイスに成功のうちにそれ自体を認証する新しいデバイスが、前記1つ又は複数のドメイン識別子の1つ又は複数を受信する請求項15に記載の方法。

【請求項 17】

前記ドメインのすべてのデバイスがデバイス識別子を有し、前記1つ又は複数のドメイン識別子が前記ドメインのメンバーであるデバイスに関するデバイス識別子のリストを有する請求項16に記載の方法。

【請求項 18】

前記新しいデバイスが、セントラル・コントローラ・デバイスから前記1つ又は複数の

ドメイン識別子の前記1つ又は複数を受信する請求項16に記載の方法。

【請求項 19】

前記新しいデバイスが、前記ドメイン内の大多数の前記デバイスによる承認を条件として、セントラル・コントローラ・デバイスから前記1つ又は複数のドメイン識別子の前記1つ又は複数を受信する請求項18に記載の方法。

【請求項 20】

前記1つ又は複数のドメイン識別子が、前記セントラル・コントローラ・デバイスの前記デバイス識別子を有する請求項18に記載の方法。

【請求項 21】

特定のデバイスが前記ドメインから離れる、または除去される場合、前記特定のデバイスに格納された前記1つ又は複数のドメイン識別子を削除することを有する請求項15に記載の方法。

【請求項 22】

ドメイン特有のデジタル著作権の数が、予め定められた量に制限される請求項1に記載の方法。

【請求項 23】

前記コンテンツ項目の再生に関するドメイン特有のデジタル著作権の数が、予め定められた量に制限される請求項1に記載の方法。

【請求項 24】

前記予め定められた量が、前記コンテンツ項目に関連付けられる前記デジタル著作権によって決定される請求項22または23に記載の方法。

【請求項 25】

前記デバイスのセットが、相互に認証されたデバイスである、請求項1に記載の方法。

【請求項 26】

デバイスのセットを有するシステムであって、前記デバイスが、前記ドメインのメンバーであり、かつ前記コンテンツに対するアクセスを管理するデジタル著作権管理システムを実現しており、当該セットはドメインを構成し、前記システムが、前記ドメインのすべてのデバイスに格納される固有のドメイン識別子を用いてドメインを識別する手段を有する、前記ドメインにおいて前記コンテンツ項目に関連付けられるデジタル著作権から1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権を取得するセントラル権利管理部を有し、前記1つ又は複数のドメイン特有のデジタル著作権が、前記デジタル著作権管理システムを介して前記ドメインに結びつけられ、かつ前記ドメイン内の前記デバイスが前記コンテンツ項目にアクセスすることを可能にするものであるシステム。

【請求項 27】

前記ドメインのすべてのデバイスが、1つ又は複数のドメイン識別子を有し、かつ少なくとも1つの同じドメイン識別子を有する他のデバイスと通信のみするために配置される請求項26に記載のシステム。

【請求項 28】

前記ドメインのデバイスが、新しいデバイスを認証し、かつ成功した認証に基づいて、前記新しいデバイスに前記1つ又は複数のドメイン識別子を供給するために配置される請求項27に記載のシステム。

【請求項 29】

前記新しいデバイスを認証するために配置された前記デバイスがセントラル・コントローラ・デバイスであり、かつ前記1つ又は複数のドメイン識別子が、前記セントラル・コントローラ・デバイスの前記デバイス識別子を有する請求項28に記載のシステム。

【請求項 30】

前記デバイスのセットが、相互に認証されたデバイスである、請求項26に記載のシステム。